

新しい寄附行為作成例の要点と逐条解説

—令和3年6月25日付3高私行第3号通知への実務対応—

小國法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号

幸田ビル 3階 301号室

TEL: 06-6360-9907 FAX: 06-6360-9908

<http://www.oguni-law.jp/>

—はじめに—

令和3年4月13日付大学設置・学校法人審議会学校法人分科会決定により、学校法人寄附行為作成例が改正されました。この改正は、令和3年6月25日付けの通知により、文部科学大臣所轄の学校法人と、各都道府県に周知されました。都道府県知事所轄法人にも、近日中に周知されると思われます。

今回通知されたのは、寄附行為作成例の改正であり、私学法等の法令が改正されたものではありません。しかし、学校法人の実務では、直ちに対応しなければならないという誤解があり、誤った対応をとろうとする事例も散見されます。

この冊子は、改正の要点と、改正された条文に絞って解説するものです。難解な議論も含まれますが、項目ごとに「ポイント」をまとめているので、まずは「ポイント」を押さえる読み方をお勧めします。また、小國法律事務所へ実際に寄せられた相談や文部科学省が公表した資料から、実務の参考になりそうなものを、Q&Aとしてまとめています。

私学法や寄附行為作成例については、近時、短期間に複数回の改正が重ねられています。役員損害賠償責任に関する法改正（令和2年4月1日施行）については、小國隆輔『令和元年改正私立学校法への対応—実務者のための解説書—』（私学労務研究会、2019年）で解説しています。また、いわゆる会社補償とD&O保険に関する改正（令和3年3月1日施行）については、小國法律事務所のウェブサイトにて、解説冊子を掲載しています。

6月25日通知の発出後、実務に混乱も見られることから、この冊子の複製と配付は、無償で行う場合には、著作権者の許諾を不要としています。

短期間でまとめたものであるため不十分な内容と思いますが、この冊子が、多くの学校法人、私学団体、法律事務所等の実務の参考になれば幸いです。

令和3年7月5日

弁護士 小國 隆輔

【目次】

—はじめに—	2
第1章 改正の概要	4
第2章 改正寄附行為作成例の逐条解説	5
1 理事会の招集	5
(1) 監事に対する招集通知	5
(2) 電磁的方法による招集	5
2 書面による意思表示	7
3 理事会の議事録	8
(1) オンライン会議の許容	8
(2) 議事録への署名等	10
ア 議事録の署名人	10
イ 電磁的記録による議事録作成	11
4 評議員会	12
第3章 Q&A	14

【凡例】

- ・私学法：私立学校法
- ・一般法人法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
- ・一般法人法施行規則：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則
- ・電子署名法：電子署名及び認証業務に関する法律
- ・6月25日通知：令和3年6月25日付3高私行第3号「理事会及び評議員会の運営及び議事録の取扱い並びに学校法人寄附行為作成例の改正について（通知）」
- ・寄附行為作成例：学校法人寄附行為作成例（昭和38年3月12日私立大学審議会決定，最終改正令和3年4月13日大学設置・学校法人審議会学校法人分科会決定）

第1章 改正の概要

寄附行為作成例は、学校法人の根本規則である寄附行為について、一般的な例を示したものです。私学法、同法施行令、同法施行規則等の法令と異なり、寄附行為作成例には法的拘束力はありません。各学校法人の寄附行為の内容は、私学法等の法令に反しない限り、自由に決めることができます。

6月25日通知で周知されたのは、法令の改正ではなく、寄附行為作成例の改正だけです。したがって、各学校法人が、6月25日通知によって新たな義務を課されることはありません。改正後の寄附行為作成例の内容に即して、各学校法人の寄附行為を変更してもよいですし、現行の寄附行為のままとしておいても構いません。

今回の寄附行為作成例の改正の要点は、次の内容を加筆したことです。

- ① 理事会の招集通知を、監事にも送付すること
- ② 理事会の招集を、電磁的方法で通知してもよいこと
- ③ 理事会を欠席する理事は、事前に電磁的方法で意思を表示してもよいこと
- ④ テレビ会議等の方法で、理事会に出席してもよいこと
- ⑤ 理事会の議事録に、出席監事も署名すること
- ⑥ 理事会の議事録を、電磁的記録としてもよいこと
- ⑦ 評議員会についても、理事会と同様の改正をすること

今後、寄附行為作成例と同じ内容での寄附行為変更を検討する学校法人が多くなるものと思われます。令和2年4月1日施行の私学法改正と異なり、そもそも寄附行為作成例の改正に対応する義務はないので、寄附行為を変更する場合でも、所轄庁への認可申請の期限はありません。変更後の寄附行為の施行日も、各学校法人の判断で自由に決めることができます。

ポイント：

- (1) 寄附行為作成例が改正された。
- (2) 私学法等の法令が改正されたわけではないので、各学校法人に、寄附行為を変更する法的な義務はない。
- (3) 寄附行為を変更する場合でも、その施行日は自由に決めてよい。

第2章 改正寄附行為作成例の逐条解説

1 理事会の招集

○ 改正後の寄附行為作成例 17 条 5 項

5 理事会を招集するには、各**理事及び監事**に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を**書面又は電磁的方法**により通知しなければならない。

※ 改正前の 17 条 5 項

5 理事会を招集するには、各**理事**に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を**書面**により通知しなければならない。

(1) 監事に対する招集通知

改正後の寄附行為作成例 17 条 5 項は、理事会の招集通知を、監事にも送付しなければならない旨を定めました。

監事の職務には、理事会への監査報告書の提出、不正行為等の理事会への報告、理事会に出席して意見を述べるが含まれています（私学法 37 条 3 項 4 号、5 号、7 号）。また、理事会の審議は、監事の意見も踏まえつつ行うことが予定されています。

これらの観点から、改正後の寄附行為作成例 17 条 5 項は、理事会の招集通知を、理事だけでなく監事にも送付することとしました。

従前、寄附行為に根拠規定がなくても、監事にも理事会の招集通知を送付している学校法人が多かったため、学校法人の実務に合わせた改正といえます。

(2) 電磁的方法による招集

改正後の寄附行為作成例 17 条 5 項は、理事会の招集通知を、書面ではなく電磁的方法によって送付することを可能にするものです。

多くの学校法人では、理事会の招集通知は紙媒体の書面で行うこととしており、時代に即した規律とはいえなくなっていました。改正後の寄附行為作成例 17 条 5 項と

同様の条文を寄附行為に置くことにより、電子メール等の方法で理事会の招集通知を送付することができるようになります⁽¹⁾。

なお、どのような方法が「電磁的方法」に当たるのか、私学法では明示されていないため、一般法人法等の定めを参照することとなります。

一般法人法 14 条 2 項 4 号は、「電磁的方法」とは、「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法務省令で定めるもの」と定義しています⁽²⁾。この定義を受けて、一般法人法施行規則 92 条 1 項は、次のどれかに該当し、かつ、書面に印刷できるものを指すと定めています（同条 2 項）。

○ 一般法人法施行規則 92 条 1 項

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

ごちゃごちゃとわかりにくく書かれていますが、要するに、次の 3 つの方法が、「電磁的方法」とされています⁽³⁾。書面に印刷できることが必要なので、印刷禁止の設定をしたファイルを送信した場合、「電磁的方法」で招集通知を送付したことになりません。

- ① Eメール等を送信する方法（同項 1 号イ）
- ② 学校法人のウェブサイトやクラウドサーバー等からダウンロードしてもらう方法（同項 1 号ロ）
- ③ 招集通知を保存した CD-R 等を交付する方法（同項 2 号）

(1) 従前と同様、口頭で招集通知を行うことはできません（6 月 25 日通知の 1. (4) 参照）。
(2) 会社法 2 条 34 号も、同じ定義を定めています。
(3) 会社法施行規則 222 条も、同じ定義を定めています。

ポイント：

- (1) 改正後の寄附行為作成例は、監事にも、理事会の招集通知を送付しなければならないこととした。
- (2) 各学校法人の寄附行為に、寄附行為作成例と同じ内容を定めれば、理事会の招集通知をEメール等の「電磁的方法」で送付することができるようになる。
- (3) 電磁的方法で招集通知を送付する場合、印刷禁止の設定にはいけない。

2 書面による意思表示

○ 改正後の寄附行為作成例 17 条 11 項

11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき**書面又は電磁的方法**をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

※ 改正前の 17 条 11 項

11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき**書面**をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

従前の寄附行為作成例では、理事会に出席できない理事は、事前に議案に対する賛否を記載した書面（意思表示書面）を提出しておくことで、定足数や議決数の算定において、出席者として取り扱うことができました⁽⁴⁾。事前の意思表示をEメール等で行うことは許容されておらず、必ず紙媒体の書面を提出しなければならなかったため、時代に即した規律とはいえなくなっていました。

改正後の寄附行為作成例 17 条 11 項は、紙媒体の書面ではなく、電磁的方法によって事前の意思表示を行うことを可能にするものです。電磁的方法の内容は、理事会の招集通知に関する解説（本書 5 頁～6 頁）を参照してください。

(4) 特に、利益相反取引の承認の決議については、出席できない理事それぞれの意思表示の確認と議事録への記載を行うことが求められています（6 月 25 日通知の 1. (3) 参照）。

なお、一般社団法人の社員総会で電磁的方法による議決権行使を認めるためには、原則として書面で招集通知を送付しなければならないのですが⁽⁵⁾、学校法人にこのような規律はありません。理事会の招集を電磁的方法で通知し、かつ、電磁的方法での意思表示を認めることも可能と解されます⁽⁶⁾。

ポイント：

- (1) 各学校法人の寄附行為に、寄附行為作成例と同じ内容を定めれば、理事会に出席できない理事が、Eメール等の電磁的方法で、事前の意思表示を行うことができるようになる。

3 理事会の議事録

(1) オンライン会議の許容

- 改正後の寄附行為作成例 19 条 1 項

(議事録)

第 19 条 議長は、理事会の開催の場所(当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- ※ 改正前の 19 条 1 項

(議事録)

第 19 条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- (5) 一般法人法 39 条 2 項 1 号。この場合でも、社員の承諾があれば、電磁的方法による通知とすることができます。また、会社法 299 条も、株主総会の招集について同様に定めています。
- (6) ただし、全理事が書面又は電磁的方法による意思表示を行うことは、会議の実態がないため、認められません(6月25日通知の1.(1)参照)。

従前の寄附行為作成例では、理事会の議事録には、「理事会の開催の場所」を記載することとされていました。この定めは、理事が一堂に会して対面で会議を行うことを前提としたものであり、オンライン会議での出席は想定されていませんでした。

ところが、令和2年のコロナ禍では、多人数が一室に集まることが事実上困難となったため、オンラインでの理事会開催を検討せざるを得なくなりました。文部科学省は、令和2年3月11日付で事務連絡を発出し、「テレビ会議等による理事会開催についても、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができるという環境であれば、許容される」という見解に立ちました⁽⁷⁾。

改正後の寄附行為作成例19条1項は、理事会議事録の記載事項に「当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法」を追加することで、オンライン会議での出席が可能であることを明らかにしました。寄附行為作成例と同様の定めを、各学校法人の寄附行為に追加することで、オンライン会議の方法で理事会に出席することができるようになります。留意点として、オンライン会議での出席は、対面での会議と同等の議論ができるよう、即時性と双方向性が確保された環境に限って認められることが挙げられます⁽⁸⁾。

ポイント：

- (1) 各学校法人の寄附行為に、寄附行為作成例と同じ内容を定めれば、オンラインでの理事会出席が可能となる。
- (2) オンライン会議で理事会を開催する場合、対面での会議と同様に議論ができるよう、通信環境や端末の性能に留意する。

(7) 株式会社の取締役会については、会社法施行規則101条3項1号が、議事録の記載事項として、「取締役会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役……が取締役会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）」と定めていることから、以前から、オンラインでの開催も可能と解されていました。

(8) 6月25日通知の1.(2)参照。即時性と双方向性が確保されていない場合には、オンラインでの理事会出席は認められません。株式会社の取締役会に関する事例として、福岡地裁平成23年8月9日判決があります。

(2) 議事録への署名等

○ 改正後の寄附行為作成例 19 条 2 項

2 議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下同じ。）若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した理事のうちから互選された理事 2 人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

※ 改正前の 19 条 2 項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事 2 人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

ア 議事録の署名人

従前の寄附行為作成例は、次の理事が、議事録に署名押印すると定めていました⁽⁹⁾。

- ① 議長
- ② 議長以外で、議事録署名人として互選された理事 2 名

改正後の寄附行為作成例 19 条 2 項は、次の 2 つの方法から選択することとしています。「記名」とは、ゴム印や印刷で氏名を記載することをいい、「署名」とは、直筆で氏名を記載することをいいます。

方法 A 出席した理事と出席した監事が、全員、記名押印する方法

方法 B 次の者が署名する方法

- ① 議長
- ② 議長以外で、議事録署名人として互選された理事 2 名
- ③ 出席した監事

方法 A は、署名ではなく記名押印で済ませる場合には、理事会に出席した役員全員の記名押印を必要とするものです。

方法 B は、出席者のうち一定数の署名人を選出する場合には、署名人に監事を含め

(9) ちなみに、令和 2 年 4 月 1 日施行の私学法改正前の寄附行為作成例では、出席した理事全員が署名押印することとされていました。

るとともに、記名押印ではなく署名をしなければならないとするものです。

ポイント：

- (1) 改正後の寄附行為作成例では、理事会の議事録の署名人に、監事が加わった。
- (2) 改正後の寄附行為作成例では、理事会の議事録には、出席した役員全員が「記名押印」をすることとされた。ただし、議事録に「署名」をする場合、出席した監事全員と、一部の理事の署名でよい。

イ 電磁的記録による議事録作成

改正後の寄附行為作成例 19 条 2 項は、理事会の議事録を電磁的記録で作成することを許容する旨も定めています。電磁的記録によって理事会の議事録を作成する場合、議事録への署名は電子署名で行います。

私学法は、「電磁的記録」や「電子署名」の定義を置いていないので、他の法令の定めを参照することとなります。

まず、一般法人法 10 条 2 項は、「電磁的記録」とは、「電子的方式、磁氣的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるもの」と定義しています⁽¹⁰⁾。この定義を受けて、一般法人法施行規則 89 条は、「磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したもの」と定義しています⁽¹¹⁾。磁気ディスクのほか、CD-R、ハードディスク等に記録することも、電磁的記録に当たります。

次に、電子署名法 2 条 1 項は、「電子署名」について、次のように定めています⁽¹²⁾。

○ 電子署名法 2 条 1 項

(定義)

第 2 条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電

(10) 会社法 26 条 2 項も、同じ定義を定めています。

(11) 会社法施行規則 224 条も、同じ定義を定めています。

(12) 会社法施行規則 225 条 2 項、一般法人法施行規則 90 条 2 項も、同じ定義を定めています。

子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

例によってわかりにくい定義ですが、法的に電子署名といえるためには、単にPC等の画面上で署名をすることでは足りず、本人が署名したと確認できること、署名後に文書が改ざんされていないと確認できること、この2つが必要ということです。

理事会の議事録に電子署名をする場合に、電子署名法4条1項が定める認定認証事業者の認証を受けることは、必須とはされていません。ただし、所轄庁への認可申請や登記手続等で議事録が必要となる場合には、特定認証業務電子証明書等を求められる可能性があるため、所轄庁や法務局へ事前に確認しておく必要があります⁽¹³⁾。

ポイント：

- (1) 改正後の寄附行為作成例では、理事会の議事録を、電磁的記録で作成することが許容された。
- (2) 理事会の議事録を電磁的記録で作成する場合、電子署名を用いることとなる。

4 評議員会

- 改正後の寄附行為作成例 20条5項・9項、21条

(評議員会)

第20条

- 5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない

- (13) オンラインで登記申請をする場合や、書面申請でも電磁的記録で議事録を提出する場合につき、各種法人等登記規則5条・商業登記規則102条3項～5項参照。

*この冊子に掲載されている情報は著作権の対象であり、著作権法その他の法律によって保護されています。この冊子の複製及び配付は、無償で実施する場合に限り、無許諾で行うことができます。
*改正私立学校法に関する法律相談その他のご依頼は、有料で承っております。小國法律事務所ホームページ (<http://www.oguni-law.jp/>) よりお問い合わせ下さい。

い。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

(議事録)

第21条 第19条第1項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。

2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名若しくは記名押印し、または議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員 2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

※ 改正前の寄附行為作成例 20条5項・9項, 21条

(評議員会)

第20条

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

(議事録)

第21条 第19条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

改正後の寄附行為作成例は、評議員会についても理事会と同様の変更を加えました。改正の内容は理事会とほぼ同じなので、理事会に関する解説を参照してください。

ポイント：

(1) 評議員会の招集、欠席者の意思表示の方法、オンライン出席、議事録の取扱い等についても、寄附行為作成例に、理事会と同様の定めが置かれた。

第3章 Q&A

Q 1. また私学法が改正されたのか。

A. 6月25日通知で周知されたのは、寄附行為作成例の改正であり、私学法等の法令の改正は行われていません。

なお、令和2年4月1日施行の改正私学法（令和元年法律第11号）の附則13条では、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新私立学校法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と定められており、令和3年3月19日には、学校法人のガバナンスに関する有識者会議が、『学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について』という報告書を公表しました。私学法の次の大きな改正は、令和7年ごろとなることが予想されます。

Q 2. 寄附行為作成例の改正と法令の改正は、何が違うのか。

A. 私学法等の法令が改正された場合には、全ての学校法人が改正後の法令に拘束されます。令和2年4月1日施行の私学法改正は、寄附行為の必要的記載事項に関する改正を含んでいたため、全ての学校法人が寄附行為変更等の対応をしなければなりませんでした。

これに対し、寄附行為作成例は、寄附行為の一般的な内容を示したひな形に過ぎません。したがって、今回のように寄附行為作成例だけが改正された場合、改正に対応する法的な義務はなく、寄附行為を変更するか否か、各学校法人が自由に判断することができます。

Q 3. 学校法人は、今回の寄附行為作成例の改正に、いつまでに対応しなければならないのか。

A. Q 2 で述べたとおり、寄附行為作成例の改正に合わせて、寄附行為変更等の対応をする義務はありません。

したがって、寄附行為の変更をする学校法人においても、いつまでに対応しなければならないという期限はなく、変更後の寄附行為の施行日も、自由に決めることができます。

Q 4. 以前から、監事にも理事会・評議員会の招集通知を送付する運用としているが、今後は、寄附行為に定めていないと、このような運用は違法となるのか。

A. 今回の寄附行為作成例の改正は、理事会・評議員会の招集通知を監事に送付する従前の運用を、違法とする趣旨ではありません⁽¹⁴⁾。

Q 5. 寄附行為作成例のとおり寄附行為を変更した後は、監事に招集通知を送付しなければ、理事会や評議員会の決議は無効となるのか。

A. 寄附行為に、監事にも招集通知を送付する旨を定めているにもかかわらず、監事に招集通知を送付しなかった場合、理事会・評議員会の手続きに瑕疵が生じることとなります。最終的には訴訟等で裁判所が判断することですが、手続的瑕疵のある理事会・評議員会の決議は、無効と判断されるおそれがあります。

(14) 6月25日通知の4.参照。

Q 6. 寄附行為に根拠規定がなければ、Eメールで招集通知を送付することはできないのか。

A. 寄附行為で、書面により招集を通知する旨を定めている場合、Eメールで招集通知を送付すると、その理事会・評議員会の手続きに瑕疵が生じることとなります。最終的には訴訟等で裁判所が判断することですが、手続的瑕疵のある理事会・評議員会の決議は、無効と判断されるおそれがあります。

Q 7. 機密保持のため、印刷できない設定にした pdf ファイルで、招集通知を送信してもよいか。

A. 会社法、一般法人法等の定めを参照すると、電磁的方法で招集通知を発したというためには、招集通知を印刷できることが必要です。学校法人でも同様に考えるべきなので、設問のように、印刷禁止の設定をした pdf ファイルをEメール等に添付して送信しても、適法に招集通知を発したということではできません。

この点は、欠席を予定している理事・評議員が、事前に議案への賛否を表示する場合も同様です。電磁的方法を用いるときは、印刷可能な形式で行う必要があります。

Q 8. 全ての理事が、電磁的方法によって意思を表示した場合、理事会の決議を省略することはできるのか。評議員会はどうか。

A. 会社法と異なり、私学法は、電磁的方法を利用して理事会決議を省略できる旨の定めを置いていません。したがって、全理事が電磁的方法で議案への賛否を事前に表示しても、適法に理事会決議がなされたということではできません。この点は、書面による意思表示の場合も同様です⁽¹⁵⁾。

評議員会についても、全評議員が書面又は電磁的方法で賛否を表示して評議員会決議を省略することは、できないと解されます。

(15) 6月25日通知の1.(1)、東京地裁昭和39年4月1日判決・判例時報368号2頁参照。

Q 9. 理事会や評議員会で、全員がオンラインで出席することは可能か。

A. 可能と解されます。ただし、理事会・評議員会の議事録には開催場所を記載しなければならないため、例えば、議長のいる場所を理事会の開催場所とした上で、議長は現実の出席、議長以外の出席者はオンライン出席と記載することが考えられます。

Q10. オンラインで出席した理事がいた場合、理事会の議事録はどのように記載すればよいのか。

A. 改正後の寄附行為作成例では、オンラインで理事会に出席した理事について、「出席の方法」を記載することとしています。また、オンライン出席は、出席者が一堂に会するのと同様に、相互に十分な議論ができることを前提に許容されるものなので、この点が明らかになるようにしておく必要があります。例えば、次のような記載が考えられます。下線部が、オンライン出席に対応する記載です。

学校法人〇〇学園 理事会議事録

- 1 日時 2021年〇月〇日 午後〇〇時〇〇分～午後〇〇時〇〇分
- 2 場所 〇〇府〇〇市〇〇区〇〇通〇〇下ル〇〇町〇〇番 〇〇学園理事長室
- 3 理事定数 6名
- 4 出席者 理事A, B, C, D, E, F,
(理事E及びFは、〇〇学園中学校校長室からテレビ会議により出席)
監事G, H
- 5 欠席者 なし
- 6 議事の経過

理事長Aが議長となり、本日の理事会は理事全員の出席があり、適正な開催であることを宣言した。議長は、理事E及びFが〇〇学園中学校校長室からテレビ会議により出席することを告げ、出席者の音声と画像が即時に他の出席者に伝わり、互いに適時的確に意見を表明できる状態であることを確認し、議案の審議に入った。

(以下略)

Q11. 寄附行為の変更をしなければ、理事会や評議員会をオンラインで開催することはできないのか。

A. 6月25日通知によると、オンライン会議等の取扱いは、寄附行為に定めなければ行うことができないという性質のものではないとされています。また、文部科学省が令和2年3月11日に発出した事務連絡によれば、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる環境であれば、テレビ会議等による理事会・評議員会の開催も可能とされています。したがって、寄附行為の変更をしなくても、理事会・評議員会をオンラインで開催できるというのが、文部科学省の見解といえます。

しかし、会社法、一般法人法等では、オンライン会議を許容する旨が定められているのに対し、私学法にはそのような定めは一切ありません。法令にも寄附行為にも根拠のないオンライン会議が適法といえるのか、疑問が全くないとはいえません。オンラインで理事会・評議員会を開催するのであれば、寄附行為を変更して、根拠規定を設けておくべきでしょう。

Q12. 今後は、理事会や評議員会の議事録に、監事も署名（又は記名押印）をしなければならないのか。

A. 寄附行為に、改正後の寄附行為作成例と同じ内容を定めた場合には、監事も議事録に署名又は記名押印をしなければなりません。

もっとも、議事録署名人は私学法等の法令に定められたものではなく、各学校法人の寄附行為で定めるものです。従前の寄附行為作成例と同様に、監事の署名等を必要としていなければ、議事録に監事の署名等を求める必要はありません⁽¹⁶⁾。

(16) もちろん、任意に監事が署名をすることも、違法ではありません（6月25日通知の4.参照）。

Q13. 改正後の寄附行為作成例では、理事会・評議員会に出席した監事全員が、議事録に署名（又は記名押印）をすることになるのか。

A. 改正後の寄附行為作成例は、理事・評議員に加えて、理事会・評議員会に出席した監事も、議事録に署名又は記名押印をすることとしています。理事・評議員と異なり、互選によって署名人を指名する扱いが定められていないため、出席した監事全員が、議事録に署名等をする旨を定めたものといえます。

なお、理事会・評議員会に出席していなかった監事は、議事録への署名等をする必要はありません。

Q14. 監事が全員欠席した場合、理事会・評議員会の議事録の署名（又は記名押印）はどうすればよいか。

A. 改正後の寄附行為作成例では、出席した監事に署名又は記名押印を求めているので、理事会・評議員会で監事が全員欠席した場合、議事録に監事の署名等を求める必要はありません。

Q15. 評議員会の議事録も、電磁的記録で作成してよいのか。

A. 改正後の寄附行為作成例 21 条は、評議員会の議事録を電磁的記録で作成できる旨を定めていないように見えます。しかし、19 条 2 項に「署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下同じ。）」という記載があるので、21 条 2 項の「署名」も、「署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。）」と読むこととなります。

したがって、改正後の寄附行為作成例は、評議員会においても、電磁的記録での議事録作成を許容していることとなります。

Q16. 電磁的記録で議事録を作成したら、紙媒体の議事録を事務所に備え付けなくてもよくなるのか。

A. 電磁的記録そのものが議事録となるので、別途紙媒体の議事録を作る必要はなく、議事録を保存したハードディスク等を事務所に備え付けておけば足りると考えられます。なお、従たる事務所がある場合、従たる事務所のPC等から議事録を閲覧できる状態にしておけばよいでしょう⁽¹⁷⁾。

Q17. 理事会・評議員会の議事録を電磁的記録で作成し、電子署名の認証を受ける場合、どの業者に依頼すればよいか。

A. 議事録を電磁的記録で作成する場合、必ずしも、電子署名の認証サービスを提供する業者の認証を受ける必要はありません。

もっとも、所轄庁への認可申請や登記手続等で議事録が必要となる場合には、電子署名法4条1項に基づき主務大臣の認定を受けた事業者（認定認証事業者）による証明書（特定認証業務電子証明書）等を求められる可能性があります。所轄庁や法務局に事前に確認しておく必要がありますが、所轄庁や法務局へ提出する可能性がある議事録については、認定認証事業者のサービスを利用することが選択肢となります。

認定認証事業者の一覧は、次のウェブサイト等で確認することができます。

- ・法務省「電子署名法の概要と認定制度について」
<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji32.html>
- ・総務省「電子署名及び認証業務に関する法律に基づく認定認証業務一覧」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/ninshou-law/d-nintei.html
- ・経済産業省「電子署名及び認証業務に関する法律による認定認証業務一覧」
<https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/esig-srvlist.html>

(17) 一般法人法57条3項、一般法人法施行規則93条参照。

寄附行為作成例 新旧対照表

改正後の寄附行為作成例

- 第 17 条 (略)
- 2～4 (略)
- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6～10 (略)
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12～13 (略)
(議事録)
- 第 19 条 議長は、理事会の開催の場所(当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、出席した理事及び監事が署名(電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。以下同じ。)若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した理事のうちから互選された理事 2 人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 (略)

改正前の寄附行為作成例

- 第 17 条 (略)
- 2～4 (略)
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6～10 (略)
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12～13 (略)
(議事録)
- 第 19 条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事 2 人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 (略)

(評議員会)

第20条 (略)

2～4 (略)

5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6～8 (略)

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10～12 (略)

(議事録)

第21条 第19条第1項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。

2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名若しくは記名押印し、または議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(評議員会)

第20条 (略)

2～4 (略)

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

6～8 (略)

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10～12 (略)

(議事録)

第21条 第19条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(新設)

◇◇◇私学法務に関する書籍のご案内◇◇◇

- ① 令和元年改正私立学校法への対応
—実務者のための解説書—
小國隆輔 著
私学労務研究会（2019年）発行
1,819円＋消費税



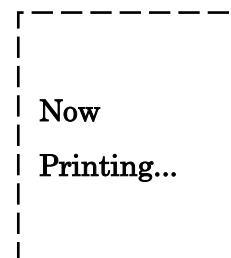
- ② 実務者のための人事・労務書式集
小國隆輔 著
私学労務研究会（2020年）発行
3,000円＋消費税



- ③ Q&A 私学のための働き方改革
小國隆輔編著，国本聡子＝柿沼拓也著
中央経済社（2020年）発行
3,200円＋消費税



- ④ 新型コロナの学校法務
小國隆輔 著
中央経済社（2021年）発行
*2021年7月中旬発売予定



* 私学労務研究会発行の書籍は，同会のウェブサイト (<https://sirouken.or.jp/books>) からお申し込みください。

* 中央経済社発行の書籍は，書店，同社ウェブサイト等でお買い求めいただけます。

* この冊子に掲載されている情報は著作権の対象であり，著作権法その他の法律によって保護されています。この冊子の複製及び配付は，無償で実施する場合に限り，無許諾で行うことができます。
* 改正私立学校法に関する法律相談その他のご依頼は，有料で承っております。小國法律事務所ホームページ (<http://www.oguni-law.jp/>) よりお問い合わせ下さい。

新しい寄附行為作成例の要点と逐条解説

令和3年7月5日発行

著者 小國隆輔

発行 小國法律事務所

〒530-0047

大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル 3階 301号室

TEL: 06-6360-9907 FAX: 06-6360-9908

<http://www.oguni-law.jp/>
